

令和7年 第7回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和7年6月25日（水） 午後1時30分～午後2時55分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 （17人）

出席者	1番 井上 豊	2番 佐藤 光司	3番 須藤 克美
	4番 須藤 房二	5番 萩原 幹雄	6番 岡部 雅彦
	7番 柘植 正	8番 眞砂 幸光	9番 田中 錦也
	10番 橋本 一男	11番 猿谷 健一	12番 田中 正明
	13番 塩谷 幸生	14番 宇佐美幸雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 農地法第43条の規定による届出について
日程第 7	議案第5号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	茂木 浩之	庶務兼農業振興係長	遠間ゆかり
農地係長	真下 貴光	農地係	中嶋 圭
農業振興係	大河原健斗		

会議の概要

議長 ただいまから令和7年第7回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、4 番須藤房二委員・13 番塩谷幸生委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。
次に、日程第 2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。
令和 7 年 5 月 26 日開催の第 6 回総会で許可相当の議決案件、農地法第 4 条関係 1 件、5 条関係 15 件につきましては、令和 7 年 6 月 17 日付で許可書を交付いたしました。
令和 7 年度全国農業委員会会長大会が 5 月 28 日に東京都渋谷区の渋谷公会堂で開催され、丸山会長が出席されました。
群馬県農業会議の第 3 回常設審議委員会が 6 月 17 日に前橋市の J A ビルで開催され、丸山会長がご出席されました。
第 10 回群馬県農業会議通常総会が 6 月 23 日に前橋市の J A ビルで開催され、丸山会長がご出席されました。
また、令和 7 年第 2 回安中市議会定例会が 6 月 6 日から 6 月 20 日の日程で開催されました。一覧のとおり報告が 5 件、議案が 2 件提出され、議案の全てが採択されました。
報告は以上でございます。

議 長 次に、日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。
本案のうち、番号 1 番は 6 番委員が譲受人となっているため、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により議事参与できませんので、番号 1 番を案件 1、番号 2 番から 10 番を案件 2 として、2 回に分けて審議を行います。
初めに、案件 1、番号 1 番に対する審議に入りますが、本件は 6 番委員が譲受人となっているため、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、6 番委員の退室を求めます。
(6 番委員退場)

議 長 それでは、案件 1 について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。
令和 7 年 6 月 25 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
議案第 1 号案件 1、農地法第 3 条の申請は、議案書 1 ページ記載の 1 番の 1 件

です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

案件1について意見のある方はお願いします。

5番。

5番委員 5番です。農地法第3条の1番につきまして、現地を確認したところ、相続ということで問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号案件1、番号1番については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、2班に1番の1件を付託します。

ここで6番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(6番委員入場)

議 長 次に、案件2を議題とします。

番号2番から10番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、案件2、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の2番から10番の9件です。受理した申請書は、農地法3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

10番。

10番委員 10番です。議案第1号、農地法第3条の10番ですが、申請者の宅地と続きの田んぼあるいは畑なのですが、長年作業場として使用しておりました。今回やっと念願がかないまして買い入れるということで、特に問題はないと思いま

す。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

4 番。

4 番委員 農地法第 3 条の 4 番です。この方は非常に大きく農家をやっております。それで、昨日見てまいりましたところ、非常に田んぼもきれいに整備されて、一部は田植が終わっていたようで、そういったところで、担い手として必ず成功していくのではないかとこのところ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ほかに。

6 番。

6 番委員 農地法第 3 条の 2 番です。こちらの土地は東側が宅地になっておりまして、地図で見ると空き家になっておりますけれども、既に〇〇さんが所有しております、現地調査で見に行ったところ、この畑にトラクターが置いてあるような状態でして、特に何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ほかにありますか。

8 番。

8 番委員 8 番です。議案第 1 号の農地法第 3 条、7 番と 8 番ですけれども、この場所は〇〇から〇〇へ抜ける〇〇の入り口を東のほうへ入ったところで、山と畑といっても台地みたいなところで、特に問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ほかに。

2 番。

2 番委員 2 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条における申請書を確認しました。9 番ですけれども、場所は〇〇です。周囲には〇〇等がありまして、現在この申請地ですけれども、既に野菜が作られていて、小さな小屋があつて、多分農機具等を入れてもらっているのかと思います。東側には農地があるのですけれども、特段移転に関して問題があるということはないかと思います。

議 長 分かりました。ほかにありますか。

1 1 番。

1 1 番委員 1 1 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条関係の 3 番の申請と 6 番の申請地です。まず、3 番からで、3 筆の案件です。1 つ目で、土地所在地の〇〇番地の周辺は畑であり、東側は既に〇〇工場の建物が隣接しております。その左右は畑で

あり、現在耕作しておらず、営農に与える影響はないと思われます。

続きまして、土地所有地〇〇番地の北側は太陽光発電が隣接し、道を挟んでの申請地であり、耕作機械等の搬入搬出もできる場所となっております。

続きまして、土地所有地〇〇の土地の周辺は家があり、家の庭の前方が今回の申請地であり、道もあるため、問題ないと思われますので、審議の参考としてください。

次に、議案第1号、農地法第3条の関係の6番の申請地です。この土地は、地図の表記上は〇〇となっておりますが、現在では機具や資材が入っております。外観から見ますと〇〇であり、営農にも影響なしで、この申請地の周囲は〇〇工場であり、所有権移転売買には問題ないと思われますので、審議の参考としてください。よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ、17番から。

議案第1号の5番になります。こちらは〇〇の方なのですが、実家がこの畑の近くにあるそうでして、実家に来るときにこちらを管理したいということで、売買の話になったということです。ほかの自分の土地も耕作されていますので、問題ないかと思いますが、審議の参考をお願いいたします。

ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号案件2、番号2番から10番については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思います。これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に4番から6番の3件、2班に2番及び3番の2件、3班に7番から10番の4件、以上9件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 6月20日に実施されました営農型太陽光発電申請に係る農地法第4条申請1件の現地調査結果につきましては、問題とされるような事項は見当たりませんでしたが、田んぼの部分の柵の管理状況について、事業者さんの意見を聞きたいという方が多数でしたので、今回呼びをしているという形になります。その旨ご報告させていただきます。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年6月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の2件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

9番。

9番委員 9番です。議案第2号、農地法第4条の1番です。〇〇の営農型太陽光発電の1回目の更新の申請ということで、畑と田んぼがありまして、畑のほうは問題はなかったのですが、田んぼのほうで、どうしても田んぼということで雨水がたまりやすい。また、水はけが悪い。しけてしまっているという状況で、成長が著しくよくないということでありました。本日、申請者が出席することなので、説明をよく聞きたいと思います。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ、17番から。

議案第2号の2番になります。こちらは自分の自宅と車庫ということで、近隣の農地への影響はないと考えますので、審議の参考に願います。

議長 それでは、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号について、審査班に審査を付託したいと思います。なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、以上2件を付託しま

す。

次に、日程第 5、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 6 月 20 日に実施されました申請面積 1,000 平米以上に係る農地法第 5 条申請 5 件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和 7 年 6 月 25 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第 3 号、農地法第 5 条の申請は、議案書 3 ページから 4 ページ記載の 14 件です。受理した申請書は、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

14 番。

14 番委員 14 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 2 番の申請と 14 番の申請になります。

2 番のほうですが、これは譲渡人と譲受人がご近所さん同士で話がついたみたいなのですが、譲受人の自宅の隣に譲渡人の畑がある。畑はあるのですが、耕作はしていなくて、周りにも耕作しているところはありません。宅地ばかりになります。南側と東側は県道、道路になります。特に問題はないと思いますので、参考にしてください。

それと、14 番は譲渡人の自宅の前に該当の土地がありまして、これも周りに全然耕作している畑はありません。宅地と道、県道、市道に挟まれていまして、特に耕作に影響はないと思います。耕作しているところはないので、特に問題はないと思われます。参考にしてください。

以上です。

議長 ほかにありますか。

13 番。

13番委員 13番です。議案第3号の農地法第5条の6番と9番になります。

6番につきましては、申請地の土地は、北側がどちらかというと土手に挟まれた道路で、西側、南側については太陽光発電、それから東側については人家の境目ということで、現状の土地はちょっと雑草が生えているのですけれども、太陽光発電を実施することによってきれいになって、環境もよくなると思いますので、審議の参考にしていただきたいと思います。

それから、9番です。この案件については、東西道路に挟まれておりまして、西側北の奥は住宅の塀になっておりまして、特に他の農地への影響とか、そういうものはございませんので、審議の参考にしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請のまず1番です。

お手元の地図を見てもらうと分かるのですが、民家の南側に17平米という細長い該当の土地なのですけれども、既に太陽光発電の用地としては、ここに紹介がありますように、申請されて許可されているということで、その隣接地ということなので、特に問題はないと思います。審議の参考にしてください。よろしくをお願いします。

議長 4番。

4番委員 4番です。この土地は、西側に住宅、そして南側にこれは市道であります。そして、東側に農地がありまして、多少後ろに家庭菜園を作っている人がいましたけれども、その人にもちょうど私が行ったときに話したとき、太陽光ができるのなんていうようなことを言っていたらしいです。事前に向こうが承知していたというような形です。そういったような場所で、またその近在、すぐ北東のほうには、太陽光が既に設置された状態であるというような土地ですので、審議のときの参考にしていただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

10番。

10番委員 10番です。第3号議案、農地法第5条関係の4番、5番ですが、これは〇〇、安中方面から入って300mぐらい入って、南方へ100mぐらい下がった土地があり、長年耕作されていない休耕地であり、3種ということと、また隣に

は太陽光ができているということで、特に問題ございませんので、参考にして
ください。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請のうちの11番
と12番です。

11番と12番は、宅地を挟んで両側、近接したところで、南側と北側は道路
がありまして、挟まれたところですが、事前の現地調査を皆さんとした
ところなのですが、これが通常であります太陽光ですので、所有権移転売買
のほうかなと思ったら、賃貸借権設定をされているところということで、借
りるということで植栽がされるようですが、カイズカイブキということらしい
ですが、この賃貸借期間が過ぎた段階では、抜根するということを伺っていま
す。それ以上分からないところもあるので、この後の許可申請書類をもう少し
吟味したいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 議案第3号、農地法第5条関係の7番です。この土地は、安中から〇〇に抜ける
〇〇、〇〇の東側のほうになりまして、そこに〇〇という信号があるのです
けれども、そののところに〇〇という川がありまして、その信号を入ったほと
り、川のすぐそば、川べりの土地なのです。特に問題はないと思いますので、
よろしくお願いいたします。

議 長 7番。

7番委員 7番です。議案第3号の農地法第5条の8番です。これは、所有権移転でちょ
っと問題が出た。問題というか、発覚したというか、そういうことだったと思
うのですけれども、現状は始末書も出ているということでありますし、申請の
理由は、受け人も渡し人もこのとおりの条件になっていますから、問題ありま
せん。

それと、引き続き13番、ここは皆さんと現地をこの前見てもらったところだ
と思うのですけれども、周りをみんな住宅でほとんど囲まれてしまっているよ
うな土地でありまして、かなりきれいには整理されていましたが、申請
の理由が、受渡人も譲受人もこのとおりだと思いますので、問題がないと思

ますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ、17番から。

議案第3号の10番になります。こちらは〇〇で駐車場が少ないということで、駐車場スペースになっています。3種農地ということもありますし、周辺に農地はありませんので、周辺農地への影響はないと考えられます。審議の参考に申し上げます。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から5番の5件、2班に6番から9番の4件、3班に10番から14番の5件、以上14件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2:10)

(書類審査)

(再開午後 2:24)

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第2号、農地法第4条関係の1番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、議案第2号1番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第2号1番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、自己紹介と事業の概要のほうを説明いただけますか。

1番申請者 株式会社〇〇の〇〇といいます。弊社は営農型の太陽光を実施しておりまして、作付は榊となっております。現在、榊は育成途中でありながら収益もございません。また元田んぼであった区画に関しては、榊が枯れてしまうという厳しい現実がありました。ただ、それだけではよくないので、水はけをよくするために水路を造ったり、榊の根腐れ防止等で、板で囲い根の高さを高くするなどの

工夫を行っております。

一方、畑で利用している区画については、榊については順調に育っておる状況となっております。よろしくお願いします。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

16番。

16番委員 16番です。今日はお疲れさまです。太陽光のこの土地から確認させていただいたのですけれども、確かに畑のほうは順調に背丈が生育していたのですけれども、田のほうが生育というよりも、もうちょっとで全滅するかなという状況だったのです。水はけの問題ということなののですけれども、確認に行った時点、雨は降っていなかったのですけれども、太陽光パネルとパネルの間の通路、そこに溝が掘ってあったのですけれども、そこに水がたまっていたという状況なのです。榊も随分と生育不良というか、枯れてしまっているような状況だったのですけれども、それについての対策、どのような対策を施されていたのか。それと、これからさらにどういうふうな対応、対策をするのかということと、もしそこでの榊の栽培が無理ということであれば、では次はどういう形で営農型を継続されていくのかということをお伺いしたいのですけれども、お願いします。

1番申請者 まず、榊についてなののですけれども、榊の水はけについてなののですけれども、一応会社のほうで確認をしまして、暗渠排水を造るようなことにしました。こちらに関しては、弊社の親会社となります〇〇というところがありまして、そちらが暗渠排水の実績があるということなので、今見積りを依頼している状況であります。こちらの工事に関しましては、見積りができ次第対応するという話になっております。その後、排水の状況を見つつなののですけれども、畑に移動した榊等々もございまして、こちらの植え替え等々を行っております。植え替えについては、榊については夏とかに移動してしまうと、枯れてしまう可能性がありますので、冬から春にかけての2月から3月で実施を考えております。

また、この暗渠排水を造り、それでも榊が育たないようならば、ほかの作物に変更を考えていきますが、こちらに関しましては地権者等々の問題がございまして、状況を見つつ、2028年4月ぐらいに耕作物の違うものの答えを出していきたいと考えております。

以上です。

議 長 ほかに意見のある方いますか。

17番委員 なければ、17番から。

今日はどうもご苦労さまです。今、暗渠排水という話が出たので、我々もそれを言おうと思っていたのですけれども、もうあの状況では、私は3年前にここに皆さんが申請に来たときに、畑はいいですけれども、田んぼは排水が悪いので、櫛は適しませんよと言ったのですが、そのとおりになっていましたので、今暗渠排水をするということでしたので、早急にしてください。

それと、田んぼが2枚あって、1枚上の段の田んぼは、太陽光の上の段で耕作していますよね。水稻を植付けしているので、あれですとヒエ堀を少し掘ったほうが、それだけでも大分違うと思うので、あれだけ段差があると、上段の水がどうしても差してくるので、下のところに、ヒエ堀に、田んぼなどで良くそのような方法を取るのですけれども、1mぐらいの深さでヒエ堀を掘れば、水がその向こうへ浸透していかないような方法もありますので、ぜひそういったものも検討していただいて、暗渠排水を早急に導入してください。

それと、暗渠をしてももしかすると櫛が、かなりあそこは粘り土で、田んぼとしても粘土質の土地のように見受けられたので、土壌改良しないとちょっと厳しいのかもしれないので、暗渠排水に取りあえずしてもらって、それでもなお改善しないようであれば、土壌改良するなりということもぜひ考えていただきたい。そうでないと、取りあえず今回は暗渠排水をするということなので、これで更新できると思うのですけれども、次の3年後にまた更新があって、そのときに今回と同じような櫛の状態では、次は更新できませんので、肝に銘じておいてください。以上です。

議 長 それでは、ほかに質問がなければ質疑を打ち切ります。
ご苦労さまでした。

1番申請者 ありがとうございます。

(議案第2号1番案件申請者退出)

議 長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩します。

(休憩午後 2:36)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2:36)

議 長 では、再開します。

それでは、議案第1号案件1、番号1番に対する審議に入りますが、本件は6番委員が農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、6番委員の退室を求めます。

(6番委員退場)

議 長 それでは、議案第1号案件1、番号1番の審査結果について、2班の報告を求めます。

2班班長 14番です。2班に付託されました議案第1号1番の案件でございます。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号案件1に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第1号案件1、番号1番に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号案件1、番号1番、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

ここで6番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(6番委員入場)

議 長 次に、議案第1号案件2、番号2番から10番に対する書類審査結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 16番です。1班に付託されました議案第1号、農地法第3条関係は、4番から6番の3件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 2班です。14番です。2班に付託されました議案第1号、農地法第3条関係は、2番から3番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査し

た結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 15番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、7番から10番の4件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号案件2、番号2番から10番に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第1号案件2、番号2番から10番に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号案件2、番号2番から10番、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班からの報告を求めます。

1班。

1班班長 16番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 14番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。
これより議案第 2 号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第 3 号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。
1 班。

1 班班長 1 6 番です。1 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、1 番から 5 番の 5 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 1 4 番です。2 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、6 番から 9 番まで 4 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3 班。

3 班班長 1 5 番です。3 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、1 0 番から 1 4 番の 5 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。
これより議案第 3 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。
これより議案第 3 号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、審査班

の報告のとおり決定しました。

次に、日程第 6、議案第 4 号、農地法第 4 3 条の規定による届出についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号、農地法第 4 3 条の規定による届出書について受理の可否を審議のうえ議決願いたい。

令和 7 年 6 月 2 5 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第 4 号、農地法第 4 3 条の規定による高度化施設の届出は、議案書 5 ページ記載の 1 件です。以上でございます。

議 長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。大丈夫ですか。よろしいですか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について届出を受理することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 4 号、農地法第 4 3 条の規定による届出については、届出を受理することに決定しました。

次に、日程第 7、議案第 5 号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号、農地中間管理機事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和 7 年 6 月 2 5 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書 6 ページ 1、中間管理機権設定関係記載の 1 番から 1 6 番及び 2、賃借権または使用貸借権による権利の設定関係 1 番から 9 番記載の計 2 5 件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。

17番委員 なければ、17番から。

この下の欄で、右側に注釈がついている日付がみんな違うのだけれども、令和3年とか、令和2年とか、これはどういうことですか。

事務局 中間管理に関しては、地権者と公社の契約と、あと公社から耕作者の契約というふうに分かれているのですけれども、これに関しては地権者の契約を結んだまま耕作者に変更する場合に、公社と地権者の契約を残したままできるのですけれども、2番の備考欄で日付が違うのは、大本の契約、公社と地権者の契約の契約日がそれぞれ違うということです。

17番委員 地権者と公社との契約を交わした日付が違う。

事務局 そうということです。

17番委員 はい、分かりました。

議 長 質問のある方いますか。

15番。

15番委員 前々から質問したいと思っていたのですが、着座で、随分この公社の関係する土地がいろいろあるのですが、図面の添付がないのですが、どこの場所がどうなっているのだと、事務局では把握されているのですか。

事務局 事務局のほうで現地確認のほうをやっていて、それぞれ問題がないものをこちらの案件に載せております。

15番委員 声が小さくて聞こえません。

事務局 こちらの案件については、事務局のほうで現地確認をして、特に耕作もされていて問題はないので、こちらの議案に掲載されております。

15番委員 何を言っているのか分からない。もうちょっと大きな声で言ってくれない。

事務局 こちらに関しては、こちらの議案に掲載されている圃場に関しては、事務局のほうで現地確認をして、それで特に圃場のほうもきれいに耕作されていることが確認できたものを、こちらの議案のほうに掲載しています。

議 長 分かりましたか。

15番委員 言っている意味が全然分からない。

議 長 申請を受けた時点で、事務局で全部個々に筆ごとに現地確認して、それが適正かどうかを判断した上で、ここに計上していますということです。

15番委員 これに対応する図面というのは。

- 議 長 今までそこまで求められたことはないのです。
- 1 5 番委員 だって見に行っているわけでしょう。
- 議 長 事務局は見に行っている。
- 1 5 番委員 だから、事務局で図面がストックされているのかどうか。いつでもここはこうですよと説明できる状況にあるのかどうかです。
- 議 長 事務局。
- 事務局 こちらに関しては、圃場の地図については、こちらのほうで全て確認して保存はしておりますし、あと現地確認したときの写真に関しても保存はしています。
- 1 5 番委員 それで、私の地区の関係ですと、〇〇さんが順次この土地を取得していますが、どういう状況なのかというのは、どれを見れば確認できるのかということです。この表だけでは全然分からないので。〇〇さんは、令和7年6月25日現在、どのぐらい土地が集積できているのか、そういうことを何を見れば確認できるのかということです。〇〇さんは、例えば当面の目標として10ha集積したいと。今のこの時点でどのくらい集積されているのかというのを確認したい場合は、どうしたらいいのか。
- 事務局 15番委員さんが、確認したい、という事ですか。
- 1 5 番委員 だから、計画どおりにいっているのかどうかというのを、やはり地元の農業委員として心配しているわけです。
- 議 長 事務局で把握しているわけでしょう。
- 事務局 そうです。
- 議 長 だから、事務局に確認すれば分かります。こちらで把握をしています。ただ、それは公表しているものではないので。
- 1 5 番委員 もちろん公表していないのでしょうけれども。
- 議 長 こちらでは当然集計していますので。
- 1 5 番委員 だから、計画どおりにうまくいっているのかどうかというのを心配するわけです。
- 議 長 そのあれは、どこまでいっているかは分かっていますから。
- 1 5 番委員 この表だけでは、ちょっと把握しきれない。
- 議 長 これは、それを把握するためのものではないから。これは、あくまでも法律に基づいて貸借をするだけのものなので、ちょっと趣旨が違っているので、進捗状況を確認したければ、それは事務局に聞いてもらえば、今面積がどのくらいになっているか分かりますので、後で終了してから。

15番委員 例えば5年後に10haでスタートしたいというのに、進捗が分からないのではちょっと心配です。

議長 だから、それは終わってから聞いてください。

15番委員 そういう趣旨で質問したのです。

議長 分かりました。結構です。

ほかに。

委員 なし。

議長 なければ、お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の承認については原案のとおり承認し、群馬県農業公社へ要請することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和7年第7回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 2時55分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和7年6月25日

安中市農業委員会会長

4番委員

13番委員